

# 飼育動物診療施設における 麻薬の適正管理研修会

福岡県保健医療介護部  
薬務課麻薬係

# 本日の内容

## 麻薬の取扱い

- ① まず初めに
- ② 譲り受け
- ③ 保管管理
- ④ 記録
- ⑤ 廃棄
- ⑥ 事故

参考資料ご紹介

# ① まず初めに

## 麻薬及び向精神薬取締法

### 目的（法第1条）

麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

動物病院等で使用される麻薬：ケタミン、フェンタニル等  
(ケタラール静注用、フェンタニル注射液、デュロテップMTパッチ等)

#### 免許制度



#### 記録



#### 保管



#### 廃棄



etc...

麻薬の取り扱いは「麻薬及び向精神薬取締法」によって厳しく定められています。

## 麻薬使用者免許

- 獣医師が、診療において、麻薬を施用（注射等）するために必要です。
- 獣医師個人に発行される免許です。（飼育動物診療施設に対するものではありません。）
- 複数の獣医師がいて、全員が麻薬を施用するのであれば、全員この免許が必要です。
- 複数の施設で麻薬を施用する場合は、申請書にすべての施設を記載してください。
- 都道府県ごとの免許です。（県が異なる他の動物病院等で麻薬使用者になるためには、それぞれの都道府県知事の免許が必要です。）

## 麻薬管理者免許

- 2名以上の麻薬使用者がいる飼育動物診療施設で必要です。
- 施設で、実際に麻薬を管理（受払、保管、廃棄、管理簿の記載等）する者です。
- 獣医師個人に発行される免許です。（飼育動物診療施設に対するものではありません。）
- 都道府県ごとの免許です。（県が異なる他の動物病院等で麻薬使用者になるためには、それぞれの都道府県知事の免許が必要です。）

# 飼育動物診療施設における麻薬を取り扱うライセンス



## 麻薬

麻薬取扱者がいない  
飼育動物診療施設



購入

○ 麻薬診療施設の開設者  
が購入、所持可能



施用

○ 麻薬施用者のみ  
施用が可能。  
※麻薬管理者免許  
では処方・施用は  
できません。

麻薬施用者が診療に従事する  
飼育動物診療施設（麻薬診療施設）



麻薬施用者の人数

1名

!  
麻薬施用者が2名以上になる場合は、  
その前までに、麻薬管理者免許を受けた者1名を配置する必要があります。

2名以上



不要

麻薬管理者

必要

麻薬施用者

麻薬の管理

麻薬管理者



## 麻薬取扱者免許記載事項変更届

○免許証の記載事項に変更が生じた場合は、15日以内に届出が必要です。

- ・勤務する動物病院等を異動した場合
- ・結婚等により氏名の変更があった場合
- ・従として診療に従事する麻薬診療施設の追加や削除があった場合
- ・施設の名称の変更があった場合

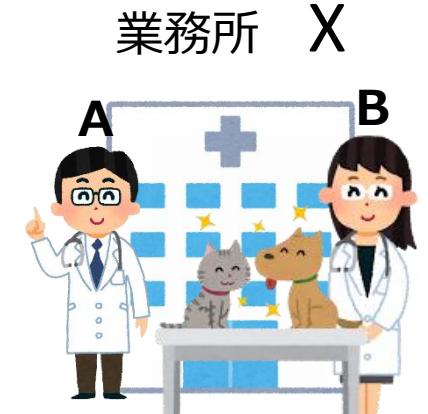
※**麻薬管理者**においては、異動の場合(業務に従事する施設の変更)、施設の開設者が変わった場合(個人から法人、法人から個人、親子継承等)、施設の移転の場合等は、**事前の新規申請手続き**及び事後の廃止手続きが必要です。

## 麻薬取扱者免許廃止届

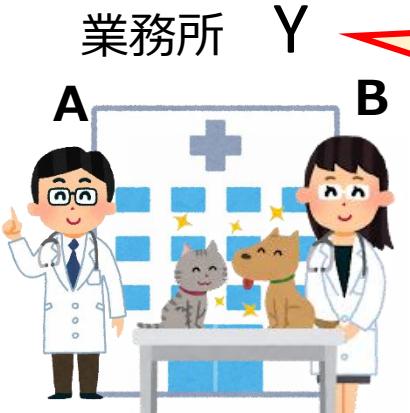
○県内の麻薬施用を止めた場合は、15日以内に廃止の届出が必要です。

- ・他都道府県に異動する場合
- ・動物病院等を閉院する場合
- ・上記には該当しないが、今後麻薬施用の必要がない場合

## 開設者変更、移転時の手続きについて



開設者変更、移転



開設者変更や移転で  
あっても新規の麻薬  
業務所として取り扱  
われます。

麻薬使用者 A  
麻薬使用者 B  
麻薬管理者 B

麻薬使用者 A  
麻薬使用者 B  
麻薬管理者 B

麻薬取扱免許で  
必要な手続き

麻薬使用者A、B  
開設者変更、移転後 15日以内に麻薬使用者免許記載事項変更届が必要

麻薬管理者 B  
業務所X：麻薬管理者免許廃止届が必要  
業務所Y：事前に麻薬管理者免許新規申請必要

# 業務廃止の際の薬剤に関する手続き

動物病院等(廃業)

~50日

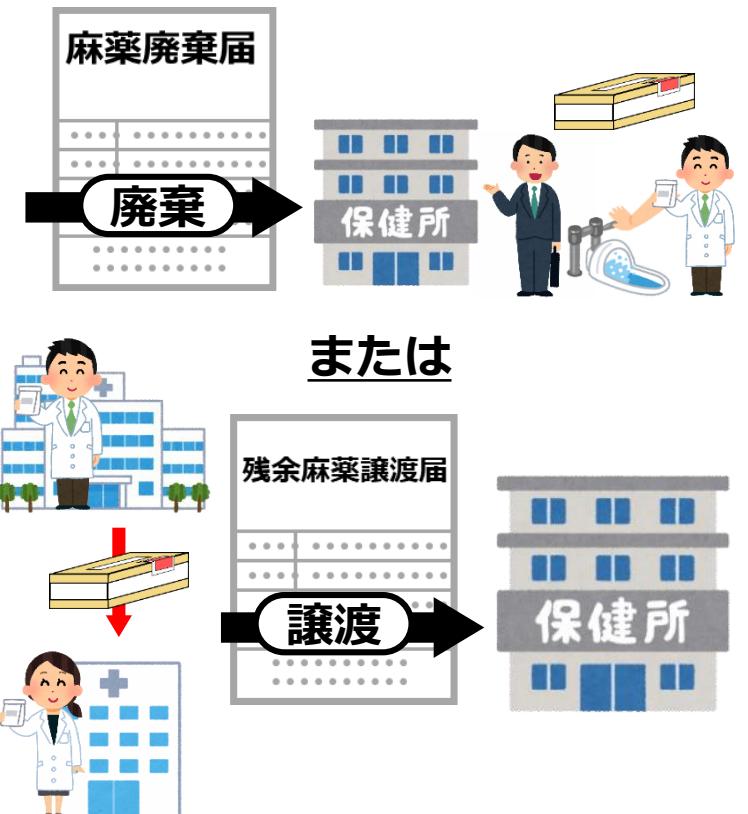


~15日

麻薬



麻薬



法人化・移転・承継など、開設者変更を伴う場合は、廃業と同様の手続きが必要です。

免許に関する手続きは別に必要となる場合があります。

不法所持を問われる場合があります

麻薬診療施設でなくなった場合、所有する麻薬の数量等について、15日以内に残余麻薬届により届出なければなりません。

所有する麻薬は、業務廃止等した日から50日以内に麻薬廃棄届による廃棄又は県内の他の麻薬診療施設等への譲渡の手続き（残余麻薬譲渡届）が必要です。

# 麻藥年間届

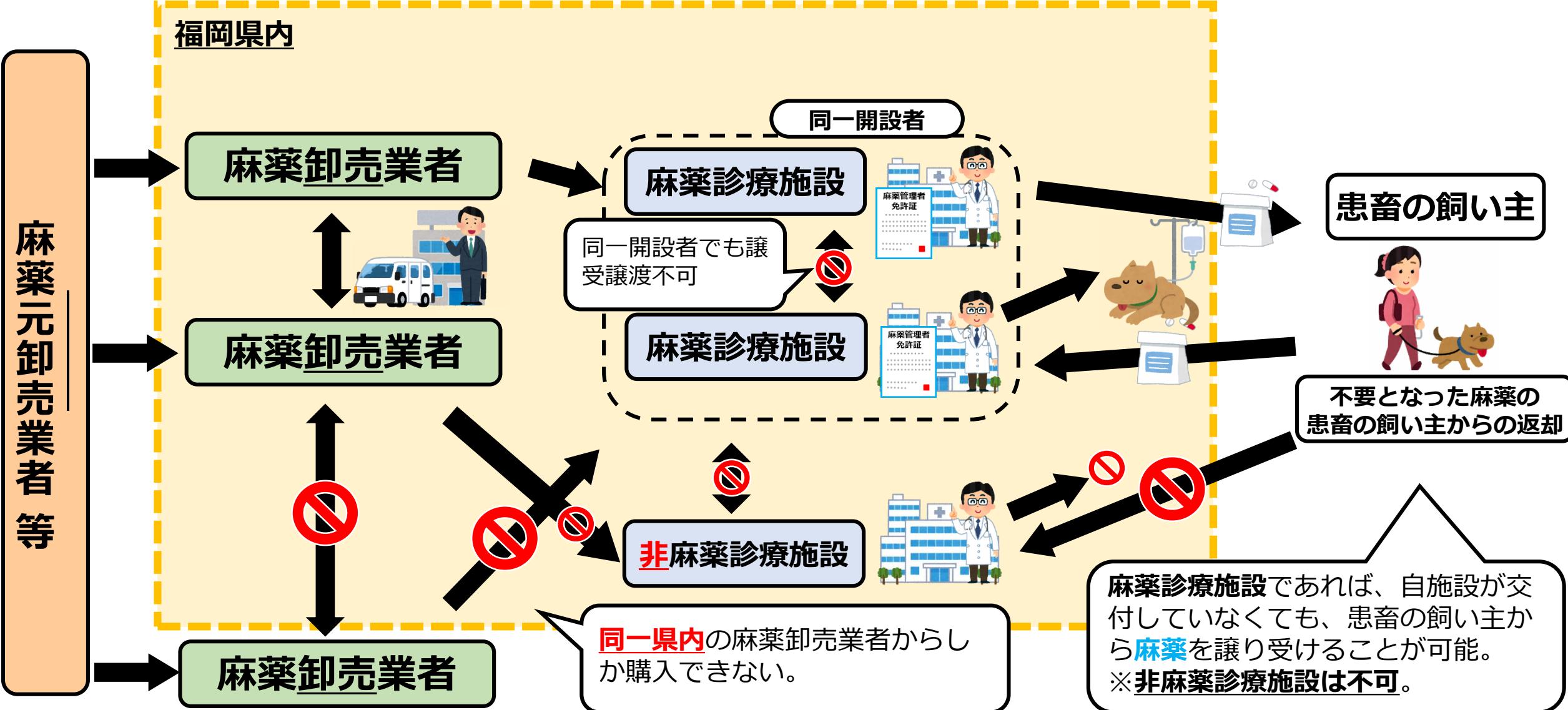
麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者）は、毎年11月30日までに、前年の10月1日からその年の9月30日までに所有、取り扱った麻薬の数量等を届け出なければなりません。

※業務所において、該当期間を通じて、一切の麻薬の取扱いがなかった場合（前年10月1日に在庫がなく、期間中の受入・払出もなし）にも「取扱なし」と記載して、本届の提出が必要です。

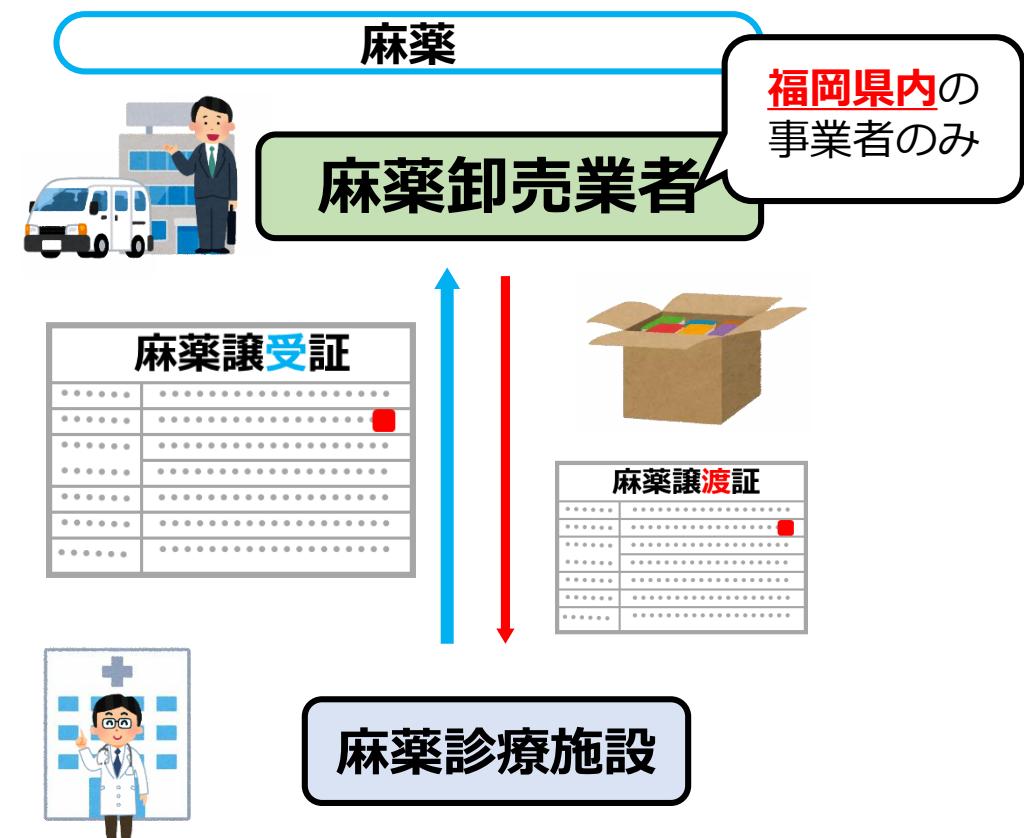
## ② 謙り受け

- 麻薬の流れは  で示すとおり、**原則として一方通行**です。

※下記経路以外の流通は、一部の例外を除き、その都度、厚生労働大臣の許可が必要となります（例：自主回収、治験）。



## 譲受(麻薬卸売業者からの仕入)



## 麻薬帳簿への記載

| ケタラール静注用200mg |    |    |    | 単位:ml                   |
|---------------|----|----|----|-------------------------|
| 年月日           | 受入 | 払出 | 残高 | 備考                      |
| R○.10.1       |    |    | 10 | 前帳簿から繰り越し               |
| R○.11.1       | 20 |    | 30 | 株式会社○○から購入<br>製品番号 ●●●● |
|               |    |    |    |                         |



- 譲受の都度記載してください。
  - 年月日は**譲渡証に記載された年月日**を記載してください。譲渡証に記載された年月日と納品日が異なる場合は、備考欄に納品日を記載してください。

- 麻薬は、あらかじめ譲受証を交付するか、麻薬を譲り受ける際に譲渡証と交換で譲受証を交付して譲り受ける。
  - 譲受けの際は、受入確認を行うこと。  
(譲渡証と現物との一致、証紙による封緘、譲渡証の記載事項・押印、麻薬の破損の有無など)
  - 譲渡証は麻薬等の譲受の日から **2年間** 保管してください。

# 麻薬譲受証

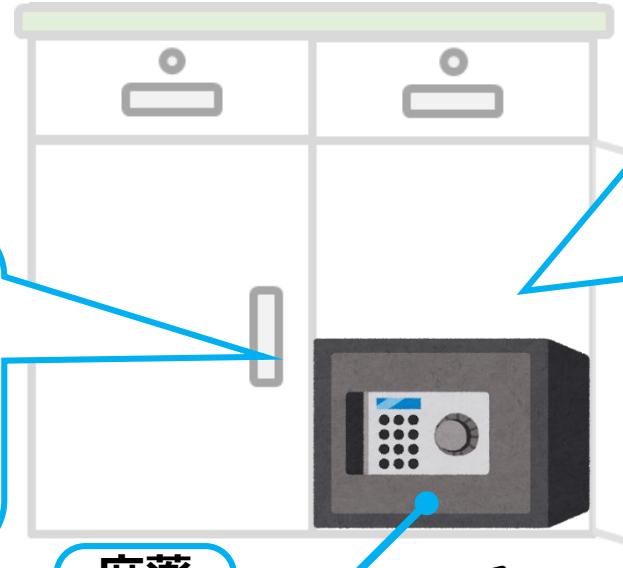
### 別記第16号様式（第12条関係）

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
  - 余白には、斜線を引くこと。

### ③ 保管管理

- 施設内の関係者以外出入りがない場所に保管する。
- **鍵を掛けた堅固な設備**（固定又は容易に移動できない重量金庫等）に保管すること。  
※ スチール製ロッカーや手提げ金庫、引き出しなどは麻薬の保管庫とはなりません。



- 麻薬保管庫内には麻薬以外の医薬品（向精神薬含む）や現金、麻薬帳簿などの書類を一緒に入れることはできません（1日間の麻薬の出し入れを管理する書類を除く。）。
- 麻薬の出し入れの時以外は、常時施錠し、鍵を別途管理してください。
- 麻薬は、麻薬管理者（いない場合麻薬施用者）が保管等の管理をしてください。

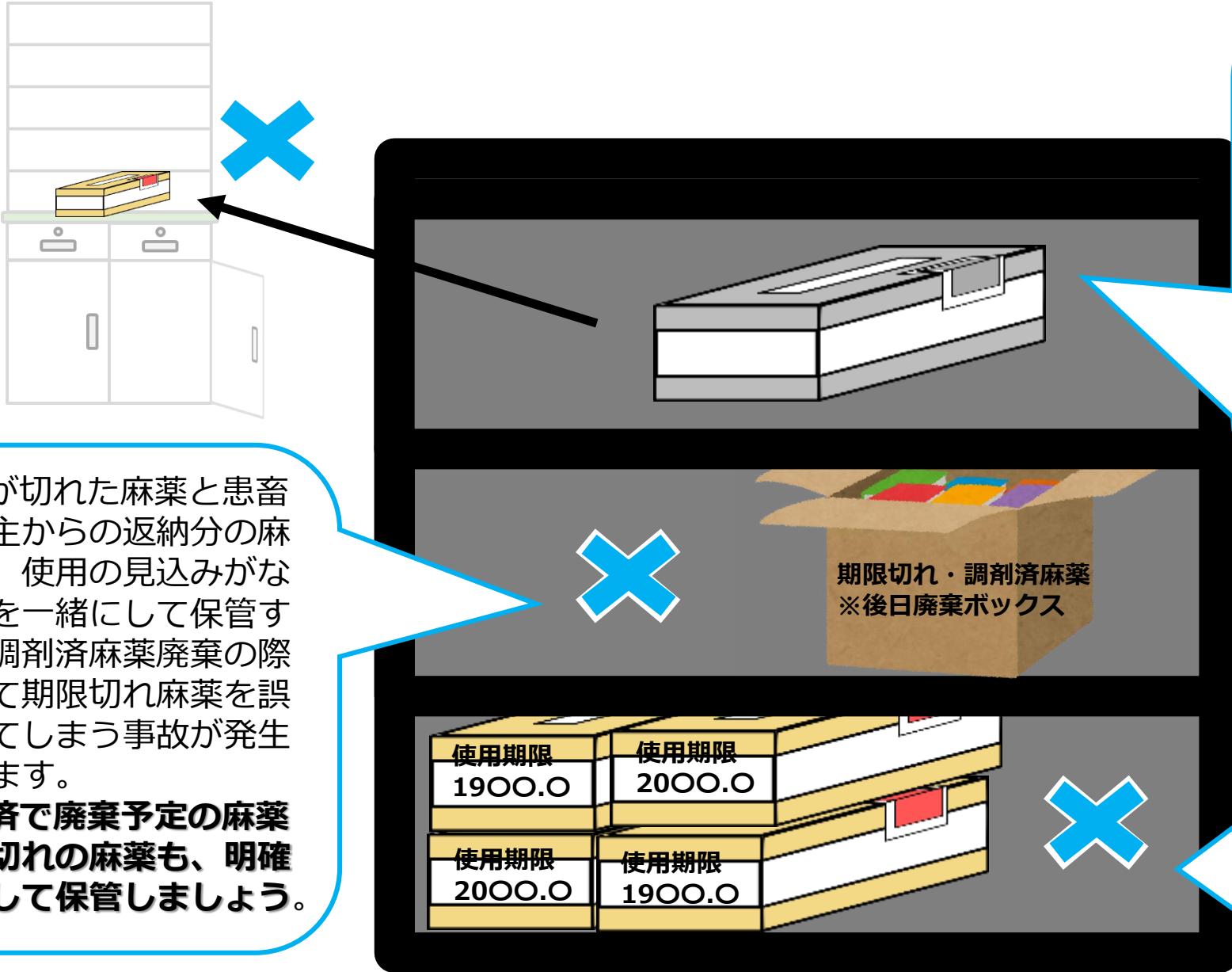
| ケタラール静注用200mg |    |    |    |                         | 単位:ml |
|---------------|----|----|----|-------------------------|-------|
| 年月日           | 受入 | 払出 | 残高 | 備考                      |       |
| R〇.10.1       |    |    | 10 | 前帳簿から繰り越し               |       |
| R〇.11.1       | 20 |    | 30 | 株式会社〇〇から購入<br>製品番号 ●●●● |       |
|               |    |    |    |                         |       |



帳簿上の  
**理論在庫** と  
施設内に保管されている  
**実在庫** とが  
一致していることを  
定期的に確認してください。

# 在庫管理

- 期限が切れた麻薬と患畜の飼い主からの返納分の麻薬など、使用の見込みがない麻薬と一緒にして保管すると、調剤済麻薬廃棄の際に誤って期限切れ麻薬を誤廃棄してしまう事故が発生しています。
- 調剤済で廃棄予定の麻薬と期限切れの麻薬も、明確に区分して保管しましょう。



○ 麻薬を金庫から取り出した後、速やかに施用せず、出しつぱなしにしたり、施用後、すぐに金庫へ戻さなかつたりすることで、本人や他の職員が『空箱』と誤認して廃棄してしまった可能性が高い所在不明事故が発生しています。

○ 麻薬は使用する直前に取り出し、使用後は速やかに金庫へ戻しましょう。

○ 期限が切れた麻薬と使用可能な麻薬とを混在しており、誤って使用してしまう事故が発生しています。

○ 期限が切れた麻薬は、麻薬廃棄届により廃棄するまでの間、**使用することがない**ように明確に区分して保管しておくことで、誤調剤事故の発生防止に努めてください。

## 診療簿の記録

獣医師法に定める診療簿への記載事項の他、麻薬及び向精神薬取締法の定めにより、  
**施用した麻薬の品名、数量、施用年月日**を診療録に記載する必要があります。

### ※診療簿の記載

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、獣医師法に規定する診療簿に次の事項を記載する必要があります。

- 患畜の種類
- 患畜の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所
- 病名、主要症状
- 施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量**
- 施用又は交付の年月日**
- その他、獣医師法で定められた事項

記載にあたっては、次の事項に注意してください。

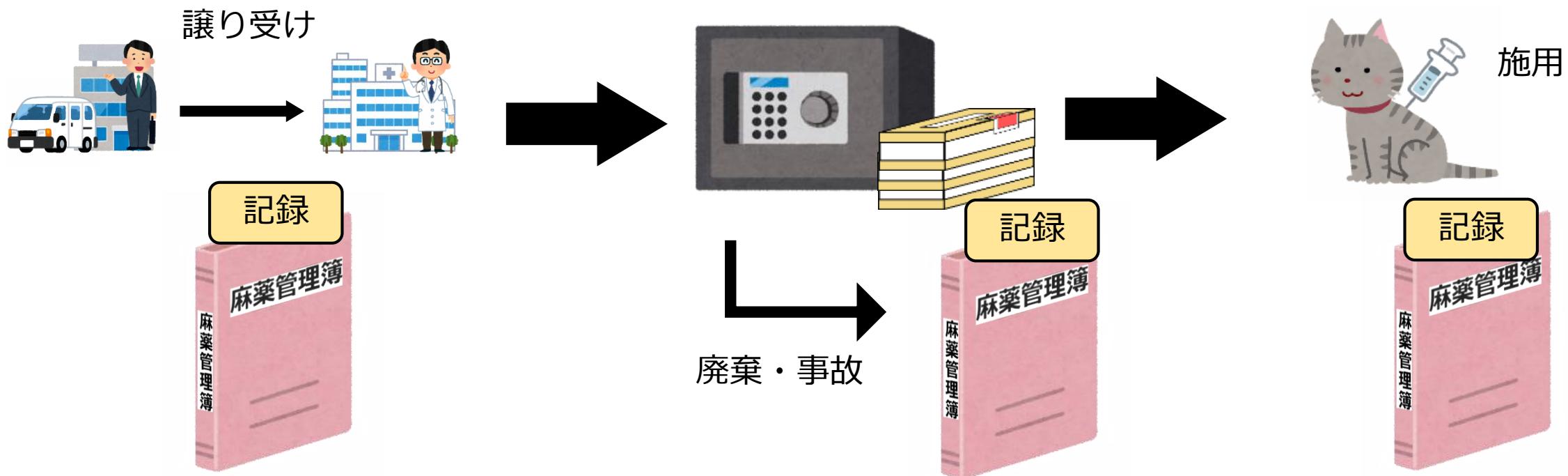
- 注射剤の施用数量は、実際に施用した数量をmL単位で記載する。
- 処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか、朱書きで「麻」と記載すると便利です。

※ 診療簿は、獣医師法に定める期間の保存が必要です。

# 帳簿の記録

麻薬管理者(麻薬管理者がない施設にあっては麻薬施用者)は、麻薬診療施設内に帳簿を備え付け、麻薬の受払いに関する次の事項を記載する必要があります。

- 当該施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日
- 当該施設の開設者が廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
- 当該施設の開設者が譲り渡した麻薬の品名、数量及びその年月日
- 当該施設で施用した麻薬の品名、数量及びその年月日
- 「麻薬事故届」を提出した場合は届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日(届出年月日は備考欄に記載のこと)



# 麻薬帳簿の記録

| ケタラール静注用200mg |    |     |      |               | 単位 mL | バイアル製剤の受入・払出数量は、実際の量を mL 単位で記載してください。 |
|---------------|----|-----|------|---------------|-------|---------------------------------------|
| 年月日           | 受入 | 払出  | 残高   | 備考            |       |                                       |
| R○.10.1       |    |     | 30   | 前帳簿から繰り越し     |       |                                       |
| R○.10.2       |    | 3.5 | 26.5 | □川○太(猫ペルシャ・雄) |       | 麻薬を施用した患畜の種類、所有者氏名を備考欄に記載してください。      |
| R○.10.2       |    | 3.5 | 23   | △山☆一(柴・雌)     |       |                                       |

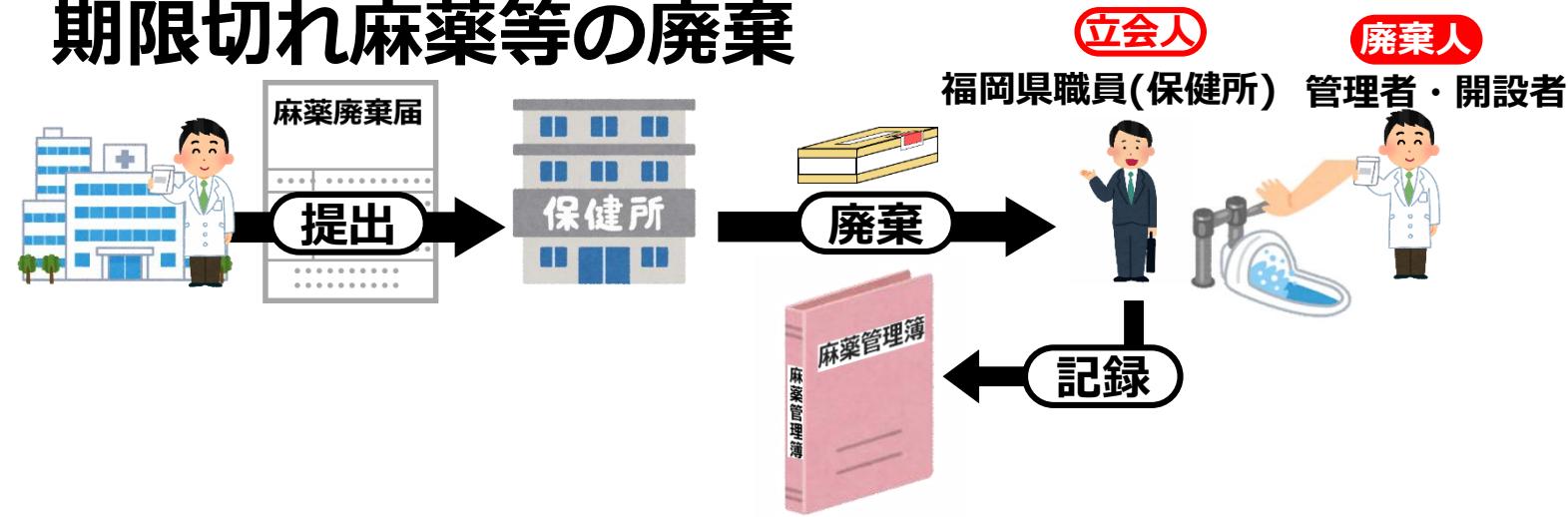
| フェンタニル注射液0.1mg 「〇〇」 |    |    |    |                             | 単位 A(2ml) | アンプル单位で記載してください。   |
|---------------------|----|----|----|-----------------------------|-----------|--|
| 年月日                 | 受入 | 払出 | 残高 | 備考                          |           |  |
| R○.10.1             |    |    | 31 | 前帳簿から繰り越し                   |           |  |
| R○.10.2             |    | 1  | 30 | □川○太(猫ペルシャ・雄)               |           |  |
| R○.10.3             |    | 1  | 29 | △山☆一(柴・雌)<br>(0.5ml廃棄)立会者署名 |           | 0.5mlの施用残が生じた例です。施用の記録や残液（アンプル）を麻薬管理者が回収し、施用に伴う消耗として適切に廃棄し、記録してください。記録の際は、ml単位で記載してください。 |

帳簿の記載にあたっては、次の事項に注意してください。

- 帳簿は、品名・剤型・濃度別に口座を設けて記載してください。
- 帳簿の記載は、ボールペン、サインペン等、字が消えない筆記具を使用してください。
- コンピューターを用いて帳簿を作成する場合は、原則として定期的に出力された印刷物を一力所に整理し、必要な時にすぐに取り出せるようにしてください。
- 訂正を行う場合は、訂正すべき事項を二本線等で判読可能なように抹消し、訂正印を押し、その脇に正しい文字等を書いてください。修正液等は使用しないでください。
- 帳簿の記載は、原則として、受払いの都度行ってください。
- 麻薬診療施設の開設者は、帳簿の引き渡しを受けた時は、最終記載日から2年間保存しなければなりません。

# 5 廃棄

## 期限切れ麻薬等の廃棄



- 期限が切れた麻薬を廃棄しようとする場合は、**動物病院等内で廃棄せず**、あらかじめ管轄の保健所（保健福祉（環境）事務所）へ**麻薬廃棄届**を提出してください。
  - 保健所と廃棄日程を調整し、当日、廃棄予定の麻薬などを保健所へ持参し、**保健所職員立会いの下**、麻薬を廃棄してください。
  - 廃棄の際、各帳簿へ 廃棄に関する記録 や 保健所職員が立ち会った旨 などを記帳します。

- 麻薬等を廃棄した際に記入してください。
  - 年月日は、実際に麻薬等を廃棄した日を記入してください。
  - 青字の記載 は、廃棄した際に立ち会った職員が記入します。

期限切れの麻薬は、廃棄が完了するまでは在庫として記録が必要です。

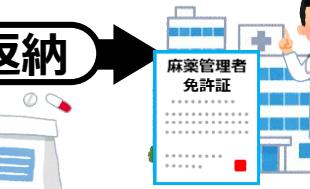
# 患畜の飼い主から返納された麻薬の廃棄

## 患畜の飼い主



返納

## 麻薬診療施設



廃棄

## 立会人 他の職員



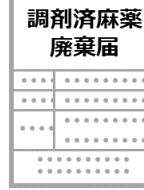
## 廃棄人 管理者



提出



記録



- 患畜の飼い主から麻薬が返納された場合は、譲り受けに関する記録を帳簿に記載してください。
- 返納された麻薬は、他の職員の立ち会いの下、麻薬管理者が回収困難な方法で廃棄してください。
- 廃棄後は、廃棄に関する記録を帳簿に記載してください。
- 廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を管轄の保健所（保健福祉（環境）事務所）へ提出してください。

| デュロテップMTパッチ2.1mg |     |    |    | 単位:枚   |
|------------------|-----|----|----|--|
| 年月日              | 受入  | 払出 | 残高 | 備考   |
| R○.10.1          |     |    | 20 | 前帳簿から繰り越し  |
| R○.11.1          | (3) |    | 20 | □川○太(猫ペルシャ・雄)から返納<br>R○.11.1 3枚廃棄 立会者 ○○○○<br>R○.11.5 調剤済麻薬廃棄届提出 |

- 受入数量は ( ) で記載し、購入したものと区別してください。残高にも加えないでください。
- 年月日欄は 返納された日 を記載し、備考欄に返納元に関する情報や廃棄年月日、廃棄時の立会者、調剤済麻薬廃棄届提出年月日などを記載してください。

# 施用残麻薬（施用に伴う消耗）の例



他の職員の立ち合いの下、麻薬管理者が廃棄してください。※手続きは不要。

バイアル



アンプル



施用開始前に中止した場合(全量未使用の場合)は調剤済麻薬廃棄届により廃棄します。

適切に調剤(調製)できていないものを投与した場合、**麻薬の調剤は完了していないもの**と判断します。  
※期限切れ・汚損品の使用、投与器具誤り、性状変化なども含みます。

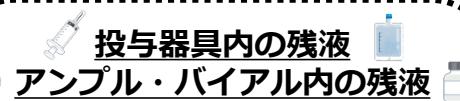
施用完了

容態変化で中止

流失事故後も投与継続

流失事故で投与中止

誤調剤事故発生



施用に伴う消耗として処理

施用に伴う消耗として処理

施用に伴う消耗として処理

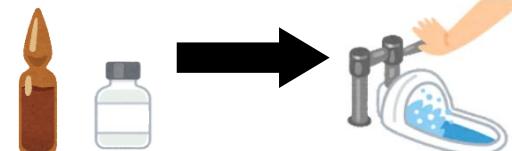


流失事故発生時、シリンジ等で『回収した麻薬』は調剤済麻薬廃棄届により廃棄します。  
流失事故により、**投与を中心とした場合は、各残液も『回収した麻薬』として調剤済麻薬廃棄届により廃棄しますが、残液を継続投与し施用完了した場合は、残液は施用に伴う消耗として処理して差し支えありません。**

## 廃棄方法

アンプル・バイアル

下水に放流



麻薬は、回収困難な方法で廃棄することと定められています。  
個々の薬剤の推奨廃棄方法については、インターネットでお調べください。

## ⑥ 事故

- 麻薬の『事故』とは、麻薬等の滅失（流失）、盗取、所在不明など、  
**『適法な使用や廃棄等を原因とせず、麻薬があるべきところから無くなる』**ことを指します。
- 福岡県内で発生している事故は、主に次のようなものです。

| 分類     | 事故例   |
|--------|---|
| 滅失（流失） | アンプル製剤を落として割ってしまい、一部は回収できなかった。                |
| 盗取     | 空き巣に入れられ、麻薬金庫を盗まれた。内部職員が無断で使用していた。            |
| 所在不明   | 在庫確認をしたところ、帳簿上の理論在庫よりも実際の在庫量が少なかった。           |
| その他の事故 | ※以下のとおり                                       |
| 「誤調剤」  | 規格違い・期限切れ等、適切に調剤されていない麻薬を患畜の飼い主に交付し、回収できなかった。 |
| 「無届廃棄」 | 期限切れ麻薬を、麻薬廃棄届を提出せず、保健所職員の立会なく廃棄してしまった。        |

**『適法な使用や廃棄等を原因とせず**

**麻薬があるべきところから無くなる』**

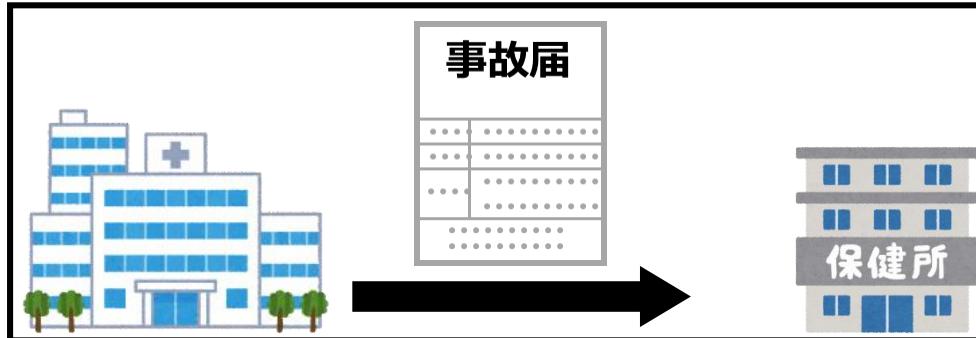
アンプルカットを失敗したり、落下させてヒビが入っても、麻薬が流失しないなければ、『事故』ではない

# 事故が発生したら・・・

(1) 盗取、詐取、所在不明の場合は、すみやかに保健所へお電話にてご一報ください。



(2) 事故を把握したら、すみやかに麻薬事故届を提出してください。

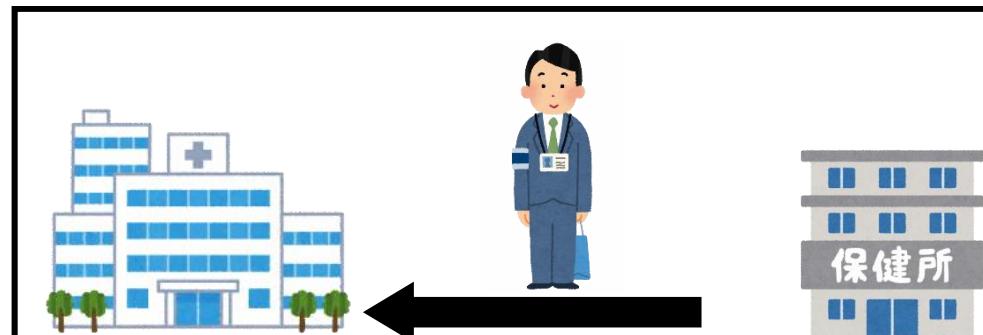


盗取や詐取、所在不明事故ではない場合でも、対応や手続に不安がある場合は速やかに御相談ください。

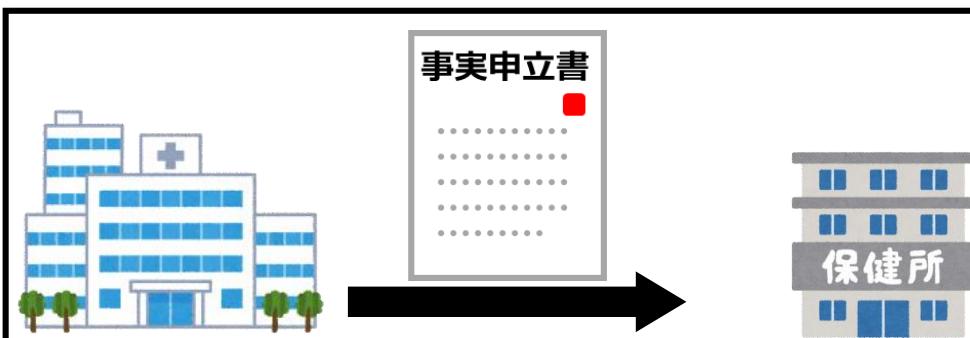
※ 回収した麻薬の取扱いを誤り、別の事故が発生するケースもあります。

盗取、詐取の場合は、最寄りの警察署にも相談してください。

(3) 状況に応じて原因などの調査に伺います。



(4) 事実申立書を作成してください。



事故の経過やその後の対応、日常の管理状況、原因の考察、再発防止策などについて、事実申立書を作成してください。県職員の確認を受けた後、別途提出してください。



### 【概要】

- 夜間に窓から侵入され、**麻薬金庫**や現金など**を盗まれた**事例。
- 麻薬金庫は、調剤台下部収納に保管しており、収納床面と金属製の枠をボルトで固定し、枠内に麻薬金庫をはめ込んで固定していたが、金属製の枠をバールのようなもので破壊され、麻薬金庫ごと盗まれた。  
※枠を外さない限り金庫を取り出せない構造。  
※金庫は一人では動かしがたい程度の重量。
- 金庫外に保管していた帳簿から、麻薬金庫内に保管していた麻薬の品名や数量は把握することができた。
- 警備会社との契約はなく、夜間は人通りが少ない立地。

# 事故等事例紹介（無届廃棄）

## 【事例の特徴】

- 麻薬廃棄届により都道府県職員立会いの下で廃棄すべき麻薬を動物病院内で麻薬管理者が廃棄してしまった事故の類型。廃棄したかどうか、明確ではない事案は所在不明事故に分類される。
- 期限切れの麻薬を調剤済麻薬と混在・誤認してしまい廃棄してしまった事案や、調剤済麻薬廃棄届の提出でよい・施用残麻薬に該当・流失事故の麻薬事故届に記載すればよい と誤認してしまい廃棄してしまった事案が多数。
- 麻薬等関係質疑応答集（厚生労働省）は平成21年公表資料。他の関係通知や質疑応答なども踏まえて個々の事案を判断するため、巻末の「医療用麻薬製剤の廃棄フローチャート」の「院内施用の注射剤の場合」のフローのとおりにならなかつたり、フローのどこに該当するか判然としない場合がある。
- 特に 麻薬注射剤（アンプル・バイアル）で廃棄手続きの誤認が多いため、主な事案とその手続きを次のページで紹介。

# 参考：使用しなくなった・回収した注射剤の処理

## ①アンプル・バイアルを 誤調製 した場合

- 期限切れや指示と異なるアンプル・バイアルを開封・充填したが使用しなくなった。
- 生理食塩水などを混合している時に、組成を間違って使用しなくなった。
- 投与直前で液量が予定よりも過大（過少）であることが分かり、誤調製が疑われたので使用しなくなった。
- 投与器具を誤ってしまい、使用しなくなった。
- 投与器具のトラブルで先端がつぶれ、使用できなくなった。
- 混合したら混濁して使用できなくなった。



## ②アンプル・バイアルを 汚染 した場合

- アンプルに異物が入っているのをアンプルカット後に気が付いて使うのをやめた。
- アンプルカット時に破片が混入したので、使うのをやめて新たにアンプルカットした。
- 充填中にシリンジを落としてしまい、麻薬は流出しなかったものの、念のため使うのをやめた。
- 投与器具を誤ってしまい、正しい投与器具に麻薬を移し替えようとして誤って汚染してしまったので使うのをやめた。
- 充填完了後、アンプル内に破片を発見した。投与準備は整っていたが、念のため使うのをやめた。

## ③アンプルを 流失 した場合 (投与準備完了前の流失：誤調製や汚染なし)

- アンプルをピッキングしたら落として割れた。
- アンプルをカットしたら転倒してこぼしてしまった。
- 投与器具に充填中にアンプルを落としてこぼした。
- 複数の薬剤を混合調製中にこぼした。

事故届

※流失事故に関する麻薬事故届に「回収した麻薬」の処理として記載する。

## ④バイアルを 流失 した場合 (投与準備完了前の流失 ：誤調製や汚染なし)

- 溶解中や吸引中、混合調製中に落としてこぼした。

## ⑤アンプル・バイアルを 流失 した場合 (投与準備完了～投与完了までの流失 ：誤調製や汚染なし)

- 投与準備が整いトレーに置いていたら漏れ出した。
- 投与中にルートから漏れ出したり、投与を中断した。



# 事故等事例紹介（流失）

## 【事例の特徴】

- 流失（滅失）事故は、麻薬事故の多くを占める。
- 麻薬注射剤の継続投与中に、何らかの原因（体動等）により麻薬注射剤が漏れ出してしまうケースが多い。
- アンプル剤のピッキング中に落としてこぼしたり、アンプルカット後に転倒させてたことでこぼしたり、投与器具へ充填中にこぼしたり など、投与前の事例も多数あり。
- 剤型（アンプル・バイアル）や流出事故が発生した工程（投与準備完了前／投与準備完了後／投与中／投与完了後）、付随するイベント（そもそも誤調製していたetc）によって、『回収した麻薬』の廃棄手続きが異なるため、『回収した麻薬』の廃棄に **麻薬廃棄届** が必要であるものを動物病院内で廃棄してしまう麻薬事故（無届廃棄）が別途発生するケースがある。
- 他の麻薬等事故は、麻薬事故届提出後に口頭での聞き取り調査や現地調査などを実施しますが、単純な流失事故の場合には、麻薬事故届を提出するのみで手続きが完結する。

# 参考資料紹介



AA 文字サイズ・背景色変更

音声読み上げ

Foreign language



テーマから探す

目的から探す

組織から探す

Google 提供

検索

[トップページ](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [医療](#) > [薬局、医薬品・医療機器](#) > 各種申請・届出等様式のダウンロード  
[トップページ](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [医療](#) > [登録販売者・毒物劇物取扱者](#) > 各種申請・届出等様式のダウンロード

## 各種申請・届出等様式のダウンロード

更新日:2022年3月25日更新



業務課が所管する申請・届出の様式や添付書類に関する情報をご案内します。

掲載されていない様式については、各担当係へお問い合わせください。

[1. 薬局\(認定薬局\)・店舗販売業・卸売販売業・再生医療等製品販売業関係](#)

[2. 配置販売業関係](#)

[3. 登録販売者・販売従事登録関係](#)

[4. 薬剤師免許関係](#)

[5. 薬局製造販売医薬品製造販売・製造業関係](#)

[6. 医療機器販売・貸与業関係](#)

[7. 医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売・製造業関係](#)

[8. 医療機器製造販売・製造業関係](#)

[9. 医療機器修理業関係](#)

[10. 毒物劇物関係](#)

[11. 麻薬取扱者関係](#)

[12. 麻薬小売業者間譲渡許可関係](#)

情報が見つからない時は

このページを見た人は  
このページも見えています

### 各種申請・届出様式

[申請書・届出書\(公売を除く\)のダウンロード](#)

[医務関係の各様式について](#)

[麻薬取扱者関係の各種手続き案内](#)

[建設業許可の手引き、申請書類など  
は\[こちら\]\(#\)](#)

本日御紹介したお手続きの様式は、福岡県  
庁のWEBサイトからダウンロードできま  
す。

# ご清聴、ありがとうございました

質問等がございましたら、下記アドレスまでお問い合わせください。

[no-drugs@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:no-drugs@pref.fukuoka.lg.jp)